

山梨県公報

第七十二号

令和三年

三月八日

月 曜 日

目次

告示

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………九五
 - 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定の一部改正……………九六
 - 保安林の指定の予定(二件)……………九六
 - 都市計画事業の認可……………九七
 - 都市計画事業の事業計画の変更認可……………九七
 - 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等……………九七
- 公 告
- 一般競争入札について……………一〇〇
 - 特定計量器の定期検査の実施……………一〇一
 - 都市計画の変更図書縦覧(二件)……………一〇三

告示

山梨県告示第六十一号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号) 第一百五十五条の二第四項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで適用する。

令和三年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使
二 伊勢町～中央病院～竜王駅	伊勢町	中央病院	竜王駅

三 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園
四 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
五 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
六 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
七 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
八 敷島(営)～駿台今井キャンパス	敷島営業所	駿台今井キャンパス	敷島営業所
九 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
十 敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
十一 敷島(営)～中央病院～御勅使	敷島営業所	中央病院	御勅使
十二 甲府駅～十五所～鯉沢(営)	甲府駅	十五所	鯉沢営業所
十三 小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	西野	中央病院
十四 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十五 甲府駅～十五所～フォレスト	甲府駅	十五所	フォレストモ

モール						ール
十六 韮崎～増富温泉郷	韮崎営業所					増富温泉郷
十七 韮崎駅～大草～甲府駅	韮崎駅	大草				甲府駅
十八 韮崎駅～敷島～甲府駅	韮崎駅	敷島				甲府駅
十九 河口湖線	河口湖駅	膳棚 旭日丘				御殿場駅
二十 河口湖線	河口湖駅	旭日丘				御殿場駅
二十一 忍野山中湖循環線	河口湖駅	市立病院内 野平野				河口湖駅
二十二 新富士線	富士山駅	精進湖 富士 宮駅				新富士駅

山梨県告示第六十二号

山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定（平成二十三年山梨県告示第五百六号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

表に次のように加える。

二十二 新富士線	富士山駅	精進湖 富士 宮駅	新富士駅
----------	------	-----------	------

山梨県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 上野原市秋山字長石六六〇九、六六一一の一から六六一一の三まで、六六一二から六六一五まで、字南仏六九八七、六九八九、六九九二
 - 二 指定の目的 水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 甲州市勝沼町深沢字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画事業の種類及び名称 大月都市計画道路事業三・六・四号 大月駅裏通り線

二 施行者の名称 大月市

三 事業施行期間 令和三年三月八日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 山梨県大月市大月三丁目及び御太刀二丁目地内

2 使用の部分 山梨県大月市御太刀二丁目地内

山梨県告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 笛吹市

二 都市計画事業の種類及び名称 笛吹川都市計画下水道事業笛吹市公共下水道

三 事業施行期間 昭和五十四年七月二十六日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示第二百七十九号、昭和五十五年山梨県告示第八十七号の二、昭和五十八年山梨県告示第七十八号、昭和五十九年山梨県告示第二百八十六号、昭和六十三年山梨県告示第九十一号、昭和六十三年山梨県告示第二百四十六号、平成三年山梨県告示第五百三十四号、平成三年山梨県告示第五百三十三号、平成三年山梨県告示第五百九十四号、平成五年山梨県告示第三百四十五号、平成七年山梨県告示第二百二十二号、平成七年山梨県告示第三百八十九号、平成七年山梨県告示第三百九十一号、平成十年山梨県告示第三十二号、平成十四年山梨県告示第二百八十四号、平成十四年山梨県告示第三百号、平成十四年山梨県告示第四百四十七号、平成十四年山梨県告示第四百七十一号、平成十九年山梨県告示第三百十八号、平成十九年山梨県告示第三百三十九号及び平成二十二年山梨県告示第六十二号の事業地から笛吹市石和町大字河内字宮窪の一部を削り、同事業地に笛吹市境川町大字石橋字上永塚、字榎田、字梅坪及び字小塚田の全部を加え、笛吹市御坂町大字成田字長塚、字本田、字永田、字角田上割、字欠田及び字琵琶塚並びに大字井

之上字大塚、笛吹市一宮町大字金田字奥田町、大字塩田字永貫町及び字西門並びに大字坪井字下見瀬尾、笛吹市八代町大字永井字鍛冶畑及び大字米倉字上ノ平、笛吹市境川町大字石橋字西清水、字白光田、字山本、字道光、字若目及び字溜井、大字三柵字彼岸田及び字八講田、大字大坪字恵又並びに大字寺尾字前府並びに甲府市大字上曾根町字一丁田の各一部を加え、同事業地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、令和三年四月一日から適用し、物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）は、廃止する。

令和三年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 競争入札参加資格の種類

競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次に掲げる契約の種類及び種目ごとに付与するものとする。

1 物品の購入等

大区分	中区分
印刷類	一般印刷、軽印刷、地図印刷、フォーム印刷、特殊印刷、製本、複写、その他印刷類
文具・事務機器類	文具・事務機、印刷機・複写機、紙類、ゴム印・印章、その他文具・事務機器類
家具・室内装飾	木工家具製品、特注家具、インテリア用品、その他家具・室内装飾
電気通信・情報機	家電製品、情報機器、視聴覚機器、通信機器、その他電気通

器類	信・情報機器類
機械器具類	理化学機器、医療器械、歯科器材、介護器具、計量・測量器械、ドローン、光学機器、農業機械、林業機械、建設機械、厨房機器、原動機、工作機械、その他機械器具類
資材等	鋼材、木材、コンクリート・砂利、融雪剤、塗料、肥料、飼料、農業園芸用品、その他資材等
医薬品等	医薬品、農工業薬品、衛生用品、その他医薬品等
教材等	スポーツ用品、アウトドア用品、図書、教材・教育機器、音楽用品、その他教材等
寝具・被服等	寝具、被服、靴類、その他寝具・被服等
警察・消防用品	警察用衣料、警察用品、消防・防災用衣料、消防・防災用品、保安用品、その他警察・消防用品
車両等	車両、車両部品、車両修繕、二輪自動車関係、自転車関係、航空機関係、船舶、その他車両等
燃料類・電力	石油製品、液化石油ガス、一般高圧ガス、電力、その他燃料類・電力
看板・標識等	看板、標識、幕・旗、その他看板・標識等
記章・記念品	記章・トロフィー、記念品、啓発物品、その他記章・記念品
雑類	百貨、時計・貴金属、雑貨・金物、食品、その他雑類
買入れ	古紙買入れ、車両買入れ、木材買入れ、金属買入れ、動植物買入れ、その他買入れ

2 役務の提供	
大区分	中区分
施設管理	清掃、害虫等駆除、貯水槽等点検・保守・清掃、浄化槽・汚水槽等点検・保守・清掃、消防設備点検・保守、空調設備点検・保守、昇降機点検・保守、自家用電気工作物点検・保守、ボイラー設備点検・保守、タンク点検・保守、上下水道設備管理、通信設備保守・点検、コンピューター関連設備保守・管理、植栽管理、プール管理、建物補修、その他施設管理
警備	人的警備、機械警備、交通誘導警備、その他警備
廃棄物処理	一般廃棄物収集・運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集・運搬、産業廃棄物処分、特別管理廃棄物収集・運搬、特別管理廃棄物処分、その他廃棄物処理
リース・レンタル	車両、コンピューター関連機器、事務機器、医療・介護・福祉機器、イベント用品、その他リース・レンタル
情報処理	Webコンテンツ作成・保守、システム開発・保守、その他情報処理
企画・制作	イベントの企画・運営、文化施設の企画・展示、印刷物の企画・編集、映像の企画・制作、旅行の企画・運営、研修・講習の企画・運営、その他企画・制作
調査・分析	調査・研究、環境調査、その他調査・分析
医療福祉サービス	検診、医療事務、その他医療福祉サービス
運搬	旅客運送、貨物運送、美術品運搬、その他運搬
その他役務	給食・調理、航空機整備、森林整備、保険、労働者派遣、債

権回収、翻訳・通訳、筆耕、その他その他役務

二 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、競争入札参加資格を有すると認められたものとする。

1 令第六百六十七条の四第一項各号（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者

2 令第六百六十七条の四第二項（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、令第六百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 県税（個人県民税を除く。）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

5 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

7 競争入札参加資格を受けようとする契約の種類及び種目に係る営業を営んでいることが確認できない者

8 契約の履行にあたり必要な機器等を所有（リースの場合を含む。）していない者

三 資格審査の申請等

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める物品等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかに資格審査の結果を申請者に通知するとともに、競争入札参加資格を有すると認められた場合にはその氏名又は名称その他必要な事項を山梨県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録するものとする。

3 競争入札参加資格の有効期間は、次のとおりとする。

(一) 四月一日から九月三十日までに認定された場合 競争入札参加資格が認定され

た日から認定された日の属する年度の翌年度の九月三十日まで

(二) 十月一日から三月三十一日までに認定された場合 競争入札参加資格が認定された日から認定された日の属する年度の翌々年度の九月三十日まで

四 資格更新審査の申請等

1 競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、別に指定する期間に申請書を知事に提出しなければならない。

2 更新申請により競争入札参加資格を有すると認められた場合の有効期間は、更新申請をした年の十月一日から三年間とする。

五 申請書記載事項の変更等

1 競争入札参加資格を有する者は、その資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休業するとき若しくは廃止したときは、直ちに別に定める物品等競争入札参加資格申請書記載事項変更（休・廃業）届に必要な応じその事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(一) 商号又は名称

(二) 法人にあつては代表者又は役員の職及び氏名、個人にあつては氏名

(三) 代理人として指定され、競争入札、見積り及び契約に関する一切の権限を委任されている者の氏名

(四) 所在地又は住所（代理人の所在地又は住所を含む。）

(五) 電話番号

(六) 使用印鑑

(七) 資本金（法人の場合に限る。）

(八) 競争入札への参加を希望する契約の種類、種目及び順位

(九) その他営業内容に関する重要な事項

2 知事は、前項の規定により変更届の提出があつた場合において、資格者名簿を変更する必要があると認めるときは、速やかに資格者名簿を変更するものとする。

六 資格の取消し

1 競争入札参加資格を有する者が、次のいずれかに該当することが判明したときは、知事はその資格を取り消すことができる。

(一) 二のいずれかに該当する者となつたとき。

(二) 虚偽又は不正な方法により競争入札参加資格を受けたことが明らかになつたとき。

(三) 競争入札参加資格の認定を受けた種目に係る営業の全部を廃業したとき。

(四) その他知事が必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により競争入札参加資格を取り消したときは、資格者名簿か

ら抹消するとともに、速やかにその旨を当該競争入札参加資格を有していた者に通知するものとする。

七 その他

- 1 この告示に定めるもののほか、競争入札参加資格等に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 2 この告示の適用の際、現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき競争入札参加資格を有する者は、この告示の適用の日から当該競争入札参加資格が効力を有する間は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。
- 3 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする役務の名称及び数量
(一) 名称 新型コロナウイルス感染症に係る検体搬送・患者移送業務委託
(二) 数量 一式
 - 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
 - 3 履行期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所屬 山梨県福祉保健部福祉保健総務課
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号の

いづれかに該当する者

- 2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
- 4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から令和三年三月十五日（月）まで（山梨県の休日と定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）。郵送の場合は、令和三年三月十二日（金）までの消印を有効とする。
 - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。
郵便番号四〇〇―八五〇―一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県福祉保健部福祉保健総務課
入札手続等
 - 5 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和三年三月十五日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。
 - 2 入札説明書等の交付方法 この公告の日の翌日から令和三年三月十五日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。
 - 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
 - 4 入札書の提出方法、提出先及び期限
- (一) 提出方法 郵送のみとし、入札説明書に定めるところにより提出すること。
- (二) 提出先及び期限 郵便番号四〇〇―八五〇―一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県福祉保健部福祉保健総務課宛に令和三年三月二十二日（月）午後五時ま

でに到着するよう送付すること。

5 開札

(一) 日時 令和三年三月二十三日(火)午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県本館五階福祉保健部会議室

6 入札の有効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。入札回数は二回を限度とし、二回目の入札においても落札者がいないときは、最低入札価格者と協議することができるものとする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三から四までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県福祉保健部福祉保健総務課(電話〇五五―二三―一四四一)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required: Specimen transport and patient transport services for COVID-19 infection 1 set
- 2 Date and time for tender: 10:00AM March 23, 2021
- 3 Bureau in charge: Welfare and General Affairs Division, Health and Welfare Department, Yamashiro Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashiro 400-8501 Japan TEL 055-223-1441

● 特定計量器の定期検査の実施
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、令和三年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和三年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五号)第五号)第五号又は第二号に掲げるものを除く。)分銅及びおもり	令和三年四月十九日	同	J A 南アルプス市飯野支所	同	同
令和三年四月二十日	同	南アルプス市役所甲西支所	同	同	同
令和三年四月十六日	同	J A 南アルプス市在家塚共選所	同	同	同
令和三年四月十五日	午前十時から午後三時まで	J A 南アルプス市八田共選所	南アルプス市	同	一般社団法人山梨県計量協会
令和三年四月二十二日	同	J A 南アルプス市アグ	同	同	同

令和三年五月 十八日	令和三年五月 十七日	令和三年五月 十四日	令和三年五月 十三日	令和三年五月 十一日	令和三年五月 十日	令和三年四月 二十七日	令和三年四月 二十六日	令和三年四月 二十三日		
午後一時から 午後三時まで	同	午前十一時か ら午後三時ま で	同	午前十時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	同	同	同		
上野原市島 田コミュニティ センター	小菅村役場	丹波山村役 場	昭和町中央 公民館	J A南アル プス市櫛形 共選所	J A南アル プス市三恵 共選所	同	J A南アル プス市西野 共選所	同	同	リガーデン 北部
上野原市 (旧秋山 村を除く)	小菅村	丹波山村	昭和町	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

令和三年五月 三十一日	令和三年五月 二十八日	令和三年五月 二十七日	令和三年五月 二十五日	令和三年五月 二十四日	令和三年五月 二十一日	同	令和三年五月 二十日			
同	同	午前十時から 午後三時まで	同	午前十時半か ら午後三時ま で	午後一時から 午後二時半ま で	午後一時半か ら午後三時ま で	午前十時半か ら正午まで			
中央市役所 南館	甲斐市敷島 総合文化会 館	甲斐市竜王 武道館	上野原市役 所本庁舎	上野原市商 工会館	上野原市役 所甲東出張 所	上野原市役 所西原出張 所	J Aクレイ ン桐原支店			1
中央市(旧 豊富村を 除く。)	同	甲斐市(旧 双葉町を 除く。)	同	同	同	同	同			()
同	同	同	同	同	同	同	同			

皮革面積計	令和三年六月一日から令和四年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例に定める休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場	同	同	同	同
	令和三年六月一日から令和四年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例に定める休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場	同	同	同	同
	令和三年六月一日から令和四年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例に定める休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場	同	同	同	同
	令和三年六月一日から令和四年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例に定める休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場	同	同	同	同

当する場合に限る。）

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により大月市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和三年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 大月都市計画用途地域
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により大月市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和三年三月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 大月都市計画道路（三・六・四号大月駅裏通り線）
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番